

ヘーゲル『大論理学』の研究10

伊藤一美

A Study of Hegel's "Science of Logic"10

Kazumi ITOH

Abstract

A syllogism consists of the three moments of the Notion. In other words, they are terms which are immediate universality, particularity, individuality, at first. The syllogism of existence has four figures. In the course of the qualitative syllogism, terms become the mediatedness and shine with each other, then they include each other.(contradiction) . Thus the syllogism becomes that of reflection. Through it, the middle term becomes the universality that is in and for itself, that is, the absolute identity of the Notion. (contradiction). Then a relation of necessity grows among terms. This becomes the syllogism of necessity. In the syllogism of necessity the middle term becomes a developed unity and a simple one. And the truth of the Notion exhibits itself as the identity of its in wordness and externality. This identity is also contradiction.

概念論 Die Lehre vom Begriff.

3 推理 Der Schluß

推理は判断のなかで概念が回復されることによって現わされた。従って、推理は概念と判断との統一である。概念自身はその諸契機（普遍性、特殊性、個別性）を、この統一のなかで揚棄されたものとしてもっている。推理では概念諸規定は判断の項と同じく自立的であるが、同時に規定された統一である。

従って、推理は完全に指定された概念である。推理は理性的なものである。——悟性は規定された概念をつくる。それは自立的で *für sich* ある。しかし、理性ではこの規定された諸概念はそれらの総体性と統一との中に指定される。だから、たんに推理が理性的であるだけではなく、すべての理性的なものは推理である。古くから推理の作用は理性の能力とされてきた。しかし他面、理性そのものの、理性的諸原則や理性的諸法則について語られてもきた。推理する理性と、法則や永遠的真理、絶対的思想の根源である理性との相互関係が明らかでないとされてきた。前者が単に形式的推理であるとすれば、後者は内容を生むべきものだ。とすれば、後者には理性の形式、推理が欠けることは出来ない。だが、両者は相互に分離されてきた。後者は推理の理性と見られず、そして推理はただ習慣に従って、理性の行為と見られているにすぎない。また、前者、つまり論理的理性も形式的理性だと見られるが、本質的には内容を取り扱う理性として認められなければならない。むしろすべての内容が、ただ理性的形式によってのみ理性的でありうる。理性は認識であるべきである。つまり、神、自由、正義、義務、無限なもの、無制約なもの、超感覚的のものについての、あるいはまたそれらについての表象や感情を与える認識であるべきだ。だが、一方ではこれらの諸対象は、理性

にとっては否定的なものにすぎないし、他方ではこれらすべての対象のなかに、これらの対象を理性的なものたらしめるものが何であるかという問題が不問のまま残されている。それはこういう意味である。これらのもののもつ無限なものは、有限なものをいたずらに捨象したものではなく、また内容と規定のない普遍性でもなく、充実した普遍性であり、概念である。概念は規定されており、また自分の規定を次のような仕方でもっている。つまり、概念は自分のなかで自分を区別しながらも、しかも概念の悟性的なかつ規定された区別の統一としてあるものだという仕方である。ただこのようにしてのみ、理性は有限なもの、制約されたもの、感性的なものをこえて自分を高める。そして、この否定性のなかで本質的に内容的に豊かだ。というのは、理性は規定された両項の統一であるからだ。だがそうだとすれば理性的なものはもっぱら推理である。⁽¹⁾

ところで、はじめは推理も直接的である。従って、推理の諸規定（諸名辞）も、单一な、抽象化された規定性である。だから、こうした推理は悟性的推理だ。推理の本質的なものは両項の統一であり、両項を統一する媒介であり、両項を支える根拠である。媒介が諸規定の相互関係をつくっている。

さて第一に定在の推理では、諸規定性が直接的でかつ抽象的に規定されている。だが、定在の推理は諸規定性の関係である。したがって諸規定は抽象的各諸規定ではなく、それぞれは他の規定への関係をもっている。そして媒介は両項の規定に対する特殊性ではなく、両項の規定をそのなかに指定されたものとしてもっている。

このような自己の弁証法によって、推理は反省の推理、第二の推理となる。この推理は、それぞれの規定のなかに本質的に他の規定を映現しているような諸規定をもつ。いいかえれば、諸規定は媒介されたものとして指定されたものである。諸規定が媒介されたものだというこ

とが、第二の推理の本性である。

第三に、この映現、または媒介された存在は自己自身へと反省するから、推理は必然性の推理となる。ここでは、媒介することは事柄の客観的本性である。この推理が概念の両項を総体性と規定する。こうして推理はその概念、つまり媒辞とその定在、換言すれば両項の区別との一致に到達する。つまり真理に到達する。こうして、主観性*die Subjektivität* から客観性*die Objektivität* へと移行している。

A 定在の推理 Der Schluss des Daseins

1 直接的な推理の諸契機は直接的概念諸規定である。概念諸規定は推理形式を構成する抽象的な規定性である。これらの規定性は媒介された具体的なものではない。ただ、普遍性、特殊性、個別性という個別的諸規定である。だから、第一の推理は本来の形式的推理である。ここでは、概念は抽象的契機に分裂し、個別性と普遍性とを両項としてもつ。概念そのものは両者の間にある特殊性として現われる。個別性と普遍性とはそれらの直接性のために、ただ自分に関係する規定であり、個別的内容である。特殊性は、さしあたって媒辞となるが、それは特殊性が個別性と普遍性との両契機を直接的に自分のなかで結合するものだからだ。一方では特殊性は普遍的なものもとに包摶され、他方では個別的なものは特殊性のもとに包摶される。特殊性が個別に対して普遍性をもっているからだ。しかし、ここに成立する特殊性という具体的なものは二面性をもつ。①媒辞は単一な規定性である。というのは、直接的推理のなかで媒辞がもっている直接性のためである。そして媒辞がなす媒介はいまだ規定されていない。②しかし、この媒介が推理の諸規定を規定するとき、定在の推理の弁証法的運動が成立する。

a推理の第一格 Die erste Figur des Schlusses

E-B-Aは規定された推理の一般的図式である。B-Aが大前提、E-Bが小前提、結論はE-Aである。つまり、個別性は特殊性を通じて普遍性と結合する。個別的なものは特殊性を通じて普遍的である。逆に普遍的なものは、直接的に個別的なではなく、特殊性を介して個別的なものにまで下降する。——これら諸規定は、両項として相互に対立し、第三者のなかで一つである。両項は共に規定性であり、第三者のなかで同一的である。こうした両項の普遍的規定性は特殊性である。しかし、両項は相互に対立もするが、共に特殊性と対立する。というのは、それぞれが直接的な規定性にすぎないからだ。

この推理の普遍的意味は次の点だ。個別的なものは自己との無限な関係であり、それだから内的なものにすぎないのだが、特殊性を媒介にして普遍性をしての定在のなかに歩み出、もはや単に自分自身にのみ所属するのではなく、外的関連のなかにあるものになるということである。このことは、逆に個別的なものが具体的個別となつことである。というのは、個別的なものは自分を分離して特殊性という規定性となつたからだ。そしてこの分離において、個別的なものは、規定性の自分自身への関係として普遍的個別であり、自分自身に関係するものであるし、真に個別的なものだ。個別的なものは普遍性という項のなかで、外面性から自己へと帰っている。だが、第一の推理では推理の客観的意味は表面的でしか

ない。というのは、この推理では推理の本質である諸規定の統一が、いまだ措定されていないからだ。そのかぎり推理は主観的だ。というのは、推理の諸名辞のもつ意味が抽象的でそれ自体で自立的*an und für sich*でなく、主観的意識のなかで孤立しているからだ。——つまり推理とは個別性と特殊性と普遍性という推理の各規定間の必然的な、そして本質的な形式関係である。この形式のもとで、それぞれの規定がより豊かな内容をもちうるものとすることが要石だ。——それはアリストテレスのごとくすることではない。アリストテレスはどちらかといえば推論を単なる内属*die Inhärenz*の関係とみなしていた。彼はこう言う。「三つの規定が、一方の項が中間規定の全体のなかにあり、そしてこの中間規定が他方項の全体のなかにあるように関係しているとすれば、これら両項は必然的に結合されている」と。ここでいわれていることは、媒辞への一方項の内属と、この項の他の項への内属とが等しい関係だということのくりかえしがある。三名辞相互間の規定性ではない。——しかし、推理は上述の三項の相互間の規定性に基づくものだ。だから、他の格といわれるそれぞれの名辞の関係を、根源的関係である第一格E-B-Aに還元されるかぎり、悟性的推理として妥当性をもつ。「すなわち、第一格と併立て、いく種類かの格があるのではない。そうではなく、一方ではそれらが正しい推理であるかぎり、第一格である推理一般の本質的形式にのみとづいている。しかしながら、他の格といわれるそれらが第一格と異なるかぎり、それらは第一格の変形である。それらへと第一の抽象的形式が必然的に推移したのであり、そのようにしてしだいに自己を規定し、総体性にまで至るのである⁽²⁾。」それは次のようなことだ。

E-B-Aは自分の規定性のなかにある推理の一般的図式である。個別的なものは特殊的なものもとに包摶される。しかし特殊的なものは普遍的なものもとに包摶される。それだから、個別的なものは普遍的なものもとに包摶される。換言すれば個別的なものには特殊的なものが内属し、特殊的なものに普遍的なものが内属する。それだから、普遍的なものは個別的なものに内属する。特殊的なものは、一面から見れば、すなわち普遍的なものに対しては主語である。また個別的なものに対しては述語である。いいかえると特殊的なものは普遍的なものに対しては個別的なものだ。個別的なものに対しては普遍だ。二つの規定性は特殊的なもののなかで合一するから、両項はそれらの統一によって結合される。「それだから」とは結論が主観の中で導きだされているようと思われる。結論が主観的洞察によって、二つの直接的前提の関係の中に導き入れられるようにみえる。主観的反省は媒辞の両項に対する二つの関係(B-A, E-B)を、特殊的な直接的な判断(結論命題E-A)としていい表わす。その命題は媒介されたものだ。一つの特殊的命題だ。従って、「それだから」とか「それゆえ」は特殊的命題(結論)が媒介された命題であることの表現だ。しかし、「それだから」はこの命題にとって外的規定ではない。「それだから」は両項そのものの本性のなかに根拠づけられている。このために、両項の関係は単なる判断、あるいは命題として言表されたのである。そして、それらの真の関係は中名辞*der Terminus Medius*として規定されている。——「それゆえ、EはAである」、これは一つの判断であるが、同時に単純な主観的事情である。だが、推理とは単に一つの判断ではない。単純な繋辞*Kopula*による判断ではない。そうではなく、規定され

た、内容にみちた媒辞によってつくられた関係である。

⁽³⁾

それゆえに、推理がたんに三つの判断から成立しているものと見られるならば、それは形式的見解である。形式的見解は推理の核心的命題である各規定間の関係に言及しない。たとえばこうだ。

すべての人間は死す、
ガイウスは人間である、
故に彼は死す。

三命題によって区別の仮象が与えられているにすぎない。仮象は事柄のなかで消える。——物の本性、理性的なものとは大前提が立てられ、次に小前提が発見され、第三についに新しい命題が導き出されるというのではない。これは主観的命題にほかならない。事物の本性は事物のもつ区別された概念諸規定が本質的統一のなかで結合されるところにある。このような理性的な性格は客観的なものだ。推理は判断の真理である。——「すべての事物は推理であり、普遍である。特殊性によって個別性と結合された普遍だ。だがしかしすべての事物は三つの命題から成り立っている全体ではない⁽⁴⁾。」

2、直接的悟性推理では各名辞は直接的規定という形式をもつ。この点では各名辞が内容である。この面から推理を考察する。ここでは推理は質的推理といえる。定在の判断が同じ質的規定の面をもっていたと同じことだ。それゆえ、この推理の名辞はこの判断の名辞と同様、個別的規定性である。つまり、規定性は内容として指定されている。というのは、規定性はもっぱら自己関係的で、形式には無関係だからだ。個別的なものが何らかの直接的な具体的な対象であり、特殊性はこの対象のもつ諸規定性、諸特性、諸関係の一つである。普遍性は特殊なもののもとでのより抽象的で、より個別的な規定性である。——主語は直接的に規定されたものだから、いまだその概念において指定されていない。それゆえ、主語の自己関係的規定性は無規定的な無限な多用性である。このとき個別的なものは無限にたくさんの規定性をもつ。だが、その規定性は特殊性に属す。そしてこれらの特殊性の各々は、推理のなかで個別的なものに対する中名辞となる。こうして、個別的なものが各異なる中名辞によって、他の普遍と結合する。つまり、個別的なものはそれの種々なる特性によって、いろいろな接触と関連をもつ。——さらにまた中名辞も普遍と比較すれば具体的なものだ。中名辞も多くの述語を含む。個別的なものは同一の中名辞によってより多くの普遍と結合されうる。それゆえ、一般にもの多くの特性のどれが取り上げられ、物がどの特性によって述語と結合されるかは全く偶然であり恣意的である。他の多くの中名辞も他の述語への移行路である。同一の中名辞は普遍的なものに対する特殊的なものとしてより多くの規定をもつからだ。

しかし、一つの主語にとって無数の推理が可能で、しかも個々の推理は内容上偶然的であり、しかもこれらの推理が一つの主語に関してなされると、これらの推理は矛盾のなかに立つことになる。というのは、はじめは無関心的な差異性であった区別が、本質的には対立であるからだ。具体的なものは単なる現象ではなく、それは概念において具体的である。けだし、対立した概念の諸規定の統一だからだ。いま、形式的名辞の質的本性からすれば、具体的なものはそれのもつ諸規定のなかのひとつの規定によって把握される。だからして、推理はこの具体的なものに対しては、中名辞に照応する述語を割あ

てている。しかし、他面では反対の規定性にも推理されるから、この推理の結論は誤りとされる。たとえその前提と結果とがそのものとして全く正しいとしてもそうだ。——壁が青に塗られたという中名辞から、壁は青だと推理される。これは正しい推理だ。しかし、この推理からすれば、壁は緑でもありうる。青の上にかぶせて黄色を塗ったとすれば、またこのことから黄色だとも言いうる。——感性という中名辞から、人間は善でも悪でもないと推理されうる。感性的なものは善いとも悪いとも述語されえないからだ。人間についてのそういう推理は、推理としては正しいが結論は誤りだ。というのは、人間には精神性という中名辞もあるからだ。——遊星、衛星、彗星の太陽に対する重力という中名辞から、これらの物体が太陽のなかへ落ちこむという結論が正しい。しかし、これらの物体は落ちない。というのは、これらの物体はそれら自身重力の中心でもあるからだ。遠心力によって動かされているからだ。さらにまた、社会性という中名辞から市民の財産の共有という帰結が得られる。しかし個人という中名辞から、もし個人が抽象的に理解されたなら国家の解消が結論づけられる。——だが、このような形式的推理ほど中味のないものはない。というのは、この推理では、どの中名辞を用いるかということが偶然と恣意に基づいているからだ。このような推理によって正しさが与えられても、それは全く無である。というのは、なほ他の中名辞で全く反対のものが導き出され得るからである。——カントのいう理性のアンチノミーは、一つの概念から、はじめその概念の一つの規定が根拠づけられるが、次にまた、同様にその概念の他の規定が根拠づけられるということである。推理のこのような不十分性と偶然性とは単に内容だけの問題とすべきではない。それは形式と無関係ではない。内容が一面的な質だという理由は、むしろ形式的推理の形式のなかにある。内容が抽象的形式によって一面的なものとされている。つまり、内容はその形式から、まさに一つの直接的な個別的な規定性とされるから、多くの質のなかの一つの質にすぎないのである。個別性の項は抽象的な個別性として直接的な具体的なものである。それゆえ、無限に無規定的に多様である。媒辞は抽象的な特殊性である。だから、多様なる質のなかの一つの質である。そして、他の項は抽象的な普遍的なものである。それゆえ、形式的推理は本質的にその形式のために、内容上も全く偶然である。だが、このことは推理にゆだねられるのが、この対象であるかまた他の対象であるかが偶然的だからではない。論理学はこういう内容を捨象している。そうではなく、ある主語が根底にあるかぎり、推理がこの主語についていかなる内容規定を導き出すのかということが偶然的だからである。

3 推理の諸規定は直接的な抽象的なそれら自身に反省した諸規定だという点では内容規定である。しかし、本質的には諸規定は形式諸規定である。そのかぎり、諸規定は諸関係である。この諸関係は第一に両項の媒辞への関係である。直接的な関係だ。それは前提命題である。一方では特殊的なものの普遍的なものに対する関係、大前提である。他方では個別的なものの特殊的なものに対する関係、小前提である。第二に両項相互の関係がある。それは媒介された関係、結論である。両前提是命題であり判断一般であり、推理の本性に矛盾している。推理の本性によれば、区別された概念諸規定は直接的には関係すべきではなく、それらの統一が指定されるべきだからだ。即ち、判断の真理は推理だ。両前提是諸規定の直接

的関係だというのはおかしい。というのは、前提の内容が直接的に区別された諸規定であり、しかもそれら諸規定が直接的にそれ自体で自立的に *an und für sich* 同一的ではないからだ。そうでないとすれば両前提は純粋な同一命題、即ち空虚な何の役にもたたない同語反復であろう。

それゆえ、両前提は証明されるべきだ、あるいは結論として提示されるべきだとなる。こうして、両前提是それぞれ推理の結論だということになり、二つの推論を生み出す。しかしこのような考え方からすれば、この新しい二つの推論は四つの前提を生む。それが新しい四つの推論を要求する。これらが八つの前提をもつ。八つの推論は十六の前提のために十六の推論を生み出す。このように幾何級数的に無限に進んでゆく。

こうしてここに無限進行が現われる。—— 無限進行の推論は無限進行が自己自身を揚棄するということだ。この形式は E-B-A (E-B 「このバラは赤い」、B-A 「赤は色である」、E-A 「ゆえにこのバラは色をもつ」) という媒介の形式である。E-B と B-A という二つが媒介されるべきものだ。しかし、無限進行となるやり方であってはならない。B は E に対して普遍的なものという形式規定をもつ。また A に対しては個別的なものという形式規定をもつ。というのは、これらの関係は一般に判断であるからだ。それゆえこれらの関係は媒介を必要とする。

大前提 B-A の媒介には E が要る。それゆえ媒介は B-E-A という形態を取らざるをえない。小前提 E-B を媒介するには A が必要だ。この媒介は E-A-B という推論となる。この推移を概念にしたがって考察しよう。そうすると、まずははじめに形式的推論の媒介はその内容からすれば偶然的である。直接的な個別的なものは自分の規定性のもとに無数の中名辞をもっており、またこの中名辞も多数の規定性をもっている。それゆえ、推論の主語がどの普遍と結合されるべきかということが、全く外的の恣意と、あるいは外的事情と偶然的規定性に委ねられている。それで媒介は内的なものではなく、事柄の概念に根拠づけられていない。むしろ推論の根拠は事柄のもとで外的のもの、直接的なものだ。だが直接的なものは概念諸規定のなかでは個別的なものである。

形式に関しても媒介は自分の前提として関係の直接性をもつ。だから媒介はそれ自身に媒介されている。実は直接的なもの、すなわち個別的なものによって媒介されている。—— より詳しくいえば、個別的なものは第一の推論の結論によって媒介するものとなっている。第一の推論の結論命題は E-A だ。このことによって個別的なものは普遍的なものとして指定されている。小前提 E-B において個別的なものがすでに特殊的なものとして指定されている。それとともに個別的なものは、この両規定 (A と B) と合一する。—— いいかえると結論がそれ自身で自立的に *an und für sich* 表現しているものは、個別的なものは普遍的なものだということである。それも直接的な仕方ではなく、媒介によって、それゆえ一つの必然的関係として結論を言い表している。まずははじめには単一な特殊性が中名辞であった。結論命題においてこの特殊性は展開されて個別的なものと普遍性との関係として指定された。だがなほ普遍的なものは質的規定性であり、個別的なものの述語である。しかし個別的なものが普遍的なものとして規定されるのだから個別的なものは両項の普遍性として、媒介として指定されている。個別的なものはそれ自身個別性という一つの項である。しかし、個別的なものはいまや普遍的なものとして規定さ

れれているのだから、同時に両項の統一なのである。

b第二格 B-E-A

1 第一の推論から導き出されたものは、個別的なものが媒介であるということであった。例えば、その個別的なものは「このみかん」で「黄色い」という色をもったものだ。直接性が関係の根拠となり媒介を形成しているのである。

しかし推論の関係は直接性の揚棄だ。結論命題は一つの直接的関係ではなく、第三者による関係である。だから結論命題は否定的統一を含んでいる。それゆえ媒介は、いまや否定的契機を自分のなかに含んでいる。

ヘーゲルの第二格は通常の形式論理学では第三格とされる。こうである。大前提「鯨は哺乳動物である」。小前提「鯨は水中動物である」。結論命題「ある水中動物は哺乳動物である」。M-P, M-S, S-P となる。結論命題は特称判断である。ヘーゲルの第二の推論は小前提 B-E, 大前提 E-A である。B が水中動物、E が鯨、A が哺乳動物となる。大前提「鯨は哺乳動物である」。小前提「ある水中動物は鯨である」。結論命題「ある水中動物は哺乳動物である」となる。B-E は直接的前提である。E-A はすでに第一の推論によって媒介されている。だから、第二の推論は第一の推論を前提する。—— この第二の推論では両項は特殊的なものと普遍的なものである。そのかぎり後者（普遍的なもの）は述語の位置にある。ところが特殊的なものはその位置を取り代えている。特殊的なものは述語である。換言すれば、個別性の項の規定の下に指定されている。そして個別的なものは媒介、または特殊性の規定をもつたものとして指定されている。だから、両者 (E, B) は、第一の推論でのよう抽象的直接性ではない。だが、両者は具体的なものとして指定されているのではない。それぞれが他方に入れかわっている。そこで各々はそれぞれの固有な規定の中にあると同時に、外的にではあるが他の規定のなかに指定されている。

第二の推論が持つ規定的客観的意義は、普遍的なものがそれ自体で自立的に *an und für sich* 規定された特殊なものではないということである。—— というのは普遍的なものは多くの特殊的なものの総体性 *die Totalität* であるからだ。普遍的なものの種の一つ（特殊的なもの、黄・水中動物）が個別性を介して存在するということにこの推論の客観的意義がある。他の普遍的なものの種は直接的外面性によって普遍的なものから除外されている。「ある水中動物は鯨である」では「ある」によって鯨だけではないことが意味されている。他方では特殊的なものは直接的に、またそれ自身で自立的に *an und für sich* 普遍的なものではない。結論命題に含む否定的統一が特殊的なものから特殊的なものという規定性を剥奪し、そうすることで特殊的なものを普遍的なものへと高める。—— つまり個別性は特殊的なものに対する否定的関係する。というのも、個別性が特殊的なものの述語とせられるかぎりだ。つまり、個別性は特殊的なものの述語ではないのである。

2 しかしあはじめには諸名辞は直接的規定性である。各名辞はそれ自身で客観的意味をもつものではない。二つの名辞は第一の推論の場合と同様に相互に無関心な内容である。すなわち、偶然的個別性によって結合されている。とはいって第一格は第二格に移行した。それは一面では概念の実在化の始まりだ。というのは媒介のもつ否

定的契機によって名辞がより進んだ形式の規定性を与えられるからだ。——しかし同時にこれは推理の純粋な形式が他のものになることだ。推理の名辞に指定されている規定性は第一格の形式規定とはことなっている。第二格の推理の二つの前提是B-E、あるいはE-BとE-Aだ。だから、中名辞（E）は二度包摂される。つまり中名辞は二度主語であり、二つの他の名辞はそのもとに内属する。それゆえこの中名辞は媒介*die Mitte*ではない。媒介とは一方で包摂するもの、述語であり、他方では包摂されるもの、主語である。言いかえると、一方の名辞は自分に内属するが、しかしそれ自身は他方の名辞に内属するということが媒介である。——このように第一格の形式に一致していない。

しかし、第二格において正しい推理がなされなければならないとするかぎり、この推理は第一格に還元されなければならない。そこで一方の前提E-Aは中名辞を一方の項へと包摂する関係をもっているから、他の前提B-Eはそれがもっていると反対の関係をもたねばならないことになる。こうしてBはEのもとに包摂されなければならないことになる。しかし、このような関係は規定された判断「EはBである」の揚棄である。そしてこのような関係は特称判断（「ある水中動物は鯨である」）のなかでのみ起りうることだ。だから、この格の結論命題は特称的でのみありうる。「ある水中動物は哺乳動物である」だ。しかし特称判断は肯定的でもあれば否定的でもある。なんら大きな価値をもたない。——また特称的なものとの普遍的なものとが両項で、そして直接的な相互に無関心な規定性であるかぎり、それらの関係そのものが無関心的だ。共に大名辞、小名辞とされうるし、それゆえ両前提ともどちらも大前提、小前提となりうる。それは任意のこととなる。

3 結論命題は肯定的でも否定的であるから、結論命題はこれらの規定性に対して無関心であり、従って一般的な関係である。第二の推理ではこの偶然性が指定されている。従って、この媒介は自分自身を揚棄する媒介である。この媒介は個別性の規定と直接性の規定とをもっている。この推理によって結合されるものはそれ自分で*an sich*直接的に同一的でなければならない。というのは、この媒介*die Mitte*、直接的個別性は無限に多様な外面諸規定をもっているからである。それゆえむしろこの個別性のうちには、この個別性に外的な媒介が指定されている。しかし、個別性の外面性とは普遍性である。直接的個別によるあの媒介は自分自身をこえて他の媒介を示す。だが、この他の媒介は普遍的なものによって生じるものだ。——言いかえると、第二の推理によって結合されるはずのものは、直接的に結合されていなければならない。第二の推理の根底にある直接性によっては一つの規定された結合は生じ得ない。第二の推理が示唆する直接性は、自分の直接性とは対立する別の直接性である。——揚棄されて生じた最初の直接性である。その意味で自己へと反省した、つまりそれ自体で存在している*an sich seiende*直接性で、抽象的普遍だ。

この第二の推理の移行は、考察した面からいえば存在の移行と同じく他者となること*ein Anderswerden*だった。というのは、この推理の根底には質的なものが、しかも直接的な個別性があるからだ。しかし、概念からすれば、個別性は特殊的なものと普遍的なものを結合する。そうするのも個別性が特殊なものの規定性を揚棄するかぎりである。だがこの推理では多数の個別性ではなく、ただ一つの個別性が、媒介となる。このことが第

二の推理の偶然性としていい表わされている点である。両項は両者のもつ規定された関係、つまり両項が中名辞としてもっている関係によっては結合されない。だから、中名辞は両項の規定された関係、つまり両項が中名辞としてもっている関係によっては結合されない。だから、中名辞は両項の規定された統一ではない。中名辞がもつ肯定的統一は抽象的普遍にすぎない。ところで、媒介がその真理であるというこの規定のなかに指定されると推理は他の形式である。

C第三格E-A-B

1. 第三格は形式論理学では第二格である。「P-M, S-M, S-P」である。例えば、大前提「すべての魚類は哺乳動物ではない」。小前提「すべての鯨は哺乳動物である」。結論命題「ゆえに、すべての鯨は魚類ではない」、である。ヘーゲルの第三格におきかえると、PがB、MがA、SがEである。大前提A-B、小前提E-A、結論E-Bとなる。E-A-Bすべての鯨-哺乳動物-魚類となる。例でいえば大前提「哺乳動物は魚類ではない」。小前提「すべての鯨は哺乳動物である」。結論命題「ゆえにすべての鯨は魚類ではない」となる。ところで、第三の推理は直接的推理をもっていない。E-Aの関係は第一の推理によって媒介されている。B-Aの関係は第二の推理によって媒介されている。だから第三の推理は前の二つの推理を前提とする。だが逆に二つの推理は、この推理を前提し、それぞれが他の二者を前提している。こうして、この推理で推理の規定が完成する。——しかし、この相互媒介は、それぞれの推理は、それ自体として*für sich*媒介であるが、そのものにおいて媒介の総体性があるのではなく、直接性を自分のなかにもっていることを意味している。しかもその直接性は推理の媒介が推理の外にもっているものである。媒介自体を推理の外にもつような直接性を各推理は自分のなかにもつということだ。

推理E-A-B自体は形式的推理の真理である。この推理は、この推理の媒介が抽象的普遍的な媒介であることを表わしている。なぜなら媒介Aが抽象的普遍でしかないからだ。また両項が媒介のなかに含まれているのは、それらの本質的規定性に関してではなく、ただそれらの普遍性に関してのみであることを表わしている。だからむしろ媒介されるべきものは媒介の中では結合されいないことを表わしている。こうして、ここに推理の形式主義が成立する。そのような推理の各名辞は直接的な形式に対して無関心な内容をもっている。言いかえるとそれはいまだ内容諸規定にまで反省していない形式諸規定である。

2 この推理の媒介は両項の統一である。しかし、このことは媒介の規定性が捨象されており、媒介は無規定的な普遍的なものであることを意味している。同時にこの普遍的なものは抽象されたものとして、規定されたものとしての両項から区別されている。そのかぎり普遍的なものはそれ自身なお両項に対立する規定されたものである。この普遍的なものが媒介である。媒介は両項に対して包摂的である。換言すれば述語である。それ自身は決して、包摂されない、主語ではない。このことは次のようにすればいいということである。すなわち、一方の関係E-Aはすでに正当な関係をもつだから、他の関係A-Bも正当な関係をもつようによればよいということだ。このことは次のような判断においてのみありうる。

その判断とは主語と述語との関係が無関心であるような判断である。つまり否定判断である。A-B「哺乳動物は魚類ではない」である。だからB-Aでもよい。こうして推理は正当なものとなる。しかし結論命題は必然的に否定的である。E-B、「すべての鯨は魚類ではない」である。

否定的結論の主語と述語とは判断の形式的考察によれば主語と述語との規定された関係をもたず、一方が他の位置を取ることが出来るから、どの名辞が主語となり、どの名辞が述語となるかはどうでもよい。また、どの項が大名辞でも小名辞でもよい。だから、前提のどれが大名辞で、どれが小名辞であってもかまわない。特称性的規定が、この無関心性を助長する。

3. このように普遍的なものである媒辞と各項の間に規定性の関係はない。両項の規定性は普遍性のなかには含まれてはいない。各名辞は相互に全く同等であり、それらは普遍的なものとなる。—— こうして、この単純なる抽象から、推理の第四格A-A-Aが、すなわち没関係的推理が生じる。この推理は各名辞の質的区分を捨象し、それでもって各名辞の単純な外的統一を、すなわち、各名辞の相等性を規定としてもつ。そういう推理である。

d第四格A-A-Aまたは数学的推理

1. 数学的推理はこうだ。「二つの物、または二規定が第三のものに等しいときは、二つは互いに等しい。」各名辞の内属、または包摂の関係がそこにはなくなっている。

一般に第三者が、媒介者である。しかし、第三者は両項に対して何らの規定ももたない。だから三つの中のどれもが第三の媒介者でありうる。この媒介者としてどれを使うか、それゆえ三つの関係のどれを直接的関係と見、どれを媒介された関係と見るべきかということは外的諸事情や他の諸条件に依存する。—— 即ち、それらのどの二つが直接に与えられたものかということに依存する。しかし、この規定は、推理そのものには何んの関係もなく、完全に外的である。

2 数学的推理は数学における公理とみられる。それ自体で自立的に自明な第一命題ein an und für sich einleuchtender, erster Satzである。つまり、いかなる証明もいかなる媒介も許さず、また必要ともせず、また他のものを前提とすることもなく、なおかつ他のものから演繹されえないものだ。—— 数学的命題の長所は、こうである。その長所はこの推理の形式主義のなかにある。この形式主義は諸規定のあらゆる質的ちがいを捨象しており、ただ諸規定の量的同等性、あるいは不等性のみを見るものだ。まさにこうした根拠からして、この推理は無前提でも、無媒介でもない。量的規定がこの推理のなかで考慮されるのである。この量的規定は質的区別や概念諸規定を捨象することで成立する。だから、この推理の自明さはこの推理が思惟規定の点で全く貧弱で抽象的だということに基づいている。

3. しかし、定在の推理の結果がすべての概念諸規定のこうした捨象に終わるのではない。こうした直接的抽象的諸規定の否定性は、肯定的な面をももっている。その肯定的な面とは抽象的规定性が概念規定性の別の面を指定されて、そうすることで概念規定性が具体的になつたということだ。

第一に定在のすべての推理は相互に前提しあってい

る。結論命題において結びつけられる両項はそれ自体自立的にan und für sich結合されされているが、実はどこかで根拠づけられている同一性によってその推理のなかで統一されているのだ。中名辞は推理の両項の概念統一であるはずだ。がしかし、単に形式的規定にすぎず、だから推理の具体的統一として指定されていない規定性だった。しかしこれらの諸媒介のそれぞれの前提は、他の二つの推理の媒介であった。「それゆえ、真に存在するものは所与なる直接性にもとづく媒介ではなく、媒介にもとづく媒介である。従って、このことは媒介の形式を捨象する量的な媒介ではなく、むしろ媒介に關係している媒介、つまり反省の媒介である。この意味でこれらの推理が相互につくる相互に前提しあうという円環はこの前提しあうことの自分自身への還帰である。このように前提しあうことはそこで総體性eine Totalitätを形成する。それは個別的推理それぞれが指示示す他者を抽象のせいで円環の外にもつてではなく、円環のなかに内包している⁽⁵⁾。」

第二に、ここの形式規定の面から示されていることは、形式的諸推理の全体のなかで、ここのそれぞれの規定が媒辞の位置を占めることである。第一格では媒辞は特殊性であった。そして第二格では個別性、そして第三格では普遍性であった。同じくこの諸規定のそれぞれは両項の位置へと進んでいく。そして否定的結果によって量的数学的推理のなかで質的形式規定が解消した。しかし、真に存在するものは肯定的結果である。すなわち、媒介が個別的質的形式規定性によって生じるのではなく、個別的質的形式規定性の具体的同一性によって生じるということである。推理の三つの格の欠点と形式主義はこの個別的規定性がそれらの格において媒辞となっているという点に成立する。—— 「それゆえ、媒介は自分を直接的な、つまり抽象的な形式諸規定の無関心性として規定し、また一つの規定の他の規定への肯定的反省として規定する。こうして定在の直接的推理は反省の推理へと移行する⁽⁶⁾。」

B反省の推理Der Schluss der Reflexion

質的推理の経過のなかで推理の諸規定のもっていた抽象的なものが揚棄された。それによって名辞は他の規定性をも映現する規定性となつた。推理における諸名辞の関係は、結論命題において媒介された必然的関係となつた。したがって、それぞれの規定性は単に個別的な規定性としてそれぞれ独立にあるのではなく、他の規定性への関係としてあり、具体的規定性として指定されている。

媒辞も諸規定の総體性として指定されている。媒辞は両項の指定された統一である。しかし、さしあたっては媒辞は反省の統一であり、両項を自分のなかに包括している。—— 即ちその包括とは直接性の最初の揚棄であり、また諸規定の最初の関係である。しかし、いまだ概念の絶対的同一性ではない。

両項は本来の個別性と関係規定としての普遍性である。あるいは多様性をそのなかに総括する反省である。しかし、個別的主語は単純な個別性のほかに規定性を含んでいる。その規定性とは端的に自分に反省した普遍性で、前提された類、すなわちここにおいてようやく直接的に受け入れられた類である。

両項のこの規定性から媒辞のくわしい内容が生じる。媒辞は①個別性を含む。②しかし、普遍性にまで拡がつた

すべてのものとしての個別性である。③さらに根底に横たわっており、個別性と抽象的普遍性をそのなかで統一している普遍性である。即ち類である。——反省の推理は、このようにしてはじめに形式についての本来的規定性をもつ。というのは媒辞が諸規定の總体性 die Totalität として指定されているからだ。——第一の反省の推理は全体性 die Allheit である。

a 全体性の推理 Der Schluß der Allheit

1. 全体性の推理は悟性推理の完全態である。しかし、それ以上のものではない。全体性の推理の図式は E-B-A で、第一格と同じである。媒辞はここでは抽象的特殊性ではなく、具体的特殊性である。けれども全体性の形式は個別的なものをまず外的にのみ普遍性へと総括する。また逆にこの形式は個別的なものをなおもそれ自身として普遍のなかに含んでいる。定在の推理は諸規定の直接性を否定することであったが、これは第一の否定にすぎない。自己への絶対的反省、否定の否定ではない。だから、ここで普遍性は個別的諸規定を自分のなかに総括している普遍性だから、普遍性の根底にはこれらの個別的諸規定が存在している。—— いいかえると、全体性はいまだ概念としての普遍性ではなく、反省がつくる外的普遍性である。たとえば、こうである。この推理の図式は E-B-A だから、B-A が大前提、E-B が小前提、E-A が結論命題である。B-A 「すべての金属は電導体である」 E-B 「銅は金属である」、E-A 「ゆえに銅は電導体である」（『エンチクロペディー』§ 190）

定在の推理の中名辞は具体的主語のもう一つの個別的规定性であった。だから、他の諸個別性の媒辞になりえ、推理は偶然的であった。しかし、反省の推理では媒辞が個別性を含み、具体的である。だから、主語と一つの述語のみが結合される。こうしてこの述語が具体的なものとして主語に属している。—— たとえば、緑という中名辞から緑は目に快適だから、この絵は快適だと推理され、或いはまた詩や建物等が規則正しいから美しいと推理される。しかし同時に絵等は他の諸規定のために不快だという述語に推理されうることもできるからだ。これが定在の推理である。これに反して、中名辞が全体性の規定であれば、中名辞は具体的なものとして緑も規則正しさも含む。そうするとこの具体的なものは単なる一つの緑や規則正しさという抽象ではない。具体的なものである。このような具体的なものと結合できる述語は具体的なものの總体性 die Totalität des Konkreten に適合する述語だけだ。「すべての緑や規則正しいものは快適である」という命題において、主語は現実的具体な対象である。それらの諸対象は緑であり、また規則正しいものである。それゆえ、それらのものすべての特性をそなえている。具体的であり、緑や規則正しさの他に、さらに他の特性をそなえている。

2 推理のもつ反省の完全性は、推理を一つの手品とする。中名辞は「すべて」という規定性をもつ。結論命題で主語と結びつけられる述語は、大前提において「すべて」と直接的に結びつく。しかし、「すべて」はすべての個別である。それゆえここに個別的主語が、すでに直接的にかの述語を含んでいるのであって、推理によってはじめてこの述語を獲得するのではない。—— いいかえると、主語は推理の結果として述語を獲得するのであるが、大前提是あらかじめそのなかにこの結論を含んでいるのである。それゆえ、大前提是それ自体だけでは

正しくはない。いいかえると大前提是直接的な前提された判断ではない。大前提是結論命題を前提しており、しかも自分自身がその根拠であるはずのものを前提としている。たとえば次の例は完全推理の一つだ。

すべての人間は死ぬ。

ガイウスはひとりの人間である。

ゆえに、ガイウスは死ぬ。

だが、この推理において大前提是結論命題が正しいかぎりでのみ正しい。もし、ガイウスが死なないとすると大前提是正しくない。つまり、結論命題はそのものとして直接的に正しくなければならない。さもないと、大前提是すべての個別を包括できない。結論命題そのものが大前提に対して反証となりうるかも知れない。

3 反省の推理では、大前提是その結論命題を前提するということが推理そのもののなかに指定されている。というのは、大前提是個別的なものと述語との結合を含んでいるが、この結合がまさに結論命題であるべきものだからだ。

だから次のように言うことが出来る。反省推理は推理のたんに外的で空虚な仮象にすぎない、と。—— それだから、この推理の本質は主語の個別性に基づき、そしてこの個別性が媒辞を形成し、媒辞として指定されるべきものだ。—— そして、その個別性は個別性であり、ただ外的にのみ普遍性を自分のもとにおいてもっているにすぎない。—— 「いいかえると、反省推理の内容から次のことが明らかとなる。個別的なものはその述語との推理によらない直接的関係のなかに立っていること、そして大前提是特殊的なものと普遍的なものとの結合、よりくわしいいえば形式的普遍とそれ自体で普遍的なもののなかに含む個別性の関係、つまり全体性としての個別性の関係によって媒介されているということだ。しかしこのことは帰納の推理である。」⁽⁷⁾

b 帰納の推理 Der Schluß der Induktion

1. 帰納推理の図式は A-E-B で、第二格の図式 B-E-A と同じである。というのは、帰納推理も個別性を媒辞とするからだ。E-B(E-A) が大前提、A-E(B-E) が小前提である。個別性は抽象的個別性ではなく、完全な個別性である。普遍性とともに指定されている個別性である。—— 一方項はこれらの個別に共通している何んらかの述語である。この述語が個別へと関係するしかたは直接的諸前提となる。それらの前提の一つは前の推理で結論 (E-A) とされた。—— 他の項は直接的な類でありうる。ちょうど類が前の推理の媒辞のなかにあったように、あるいは全称判断の主語におけるように直接的な類である。そして、この類は媒辞である個別的なものの全体のなかで、あるいは種の全部を挙げつくすことによってつくられる。したがって、推理はこの形態となる。

$$\begin{array}{c} A \text{---} e \text{---} B \\ e \\ e \\ e \\ \downarrow \\ \text{無限に} \end{array}$$

2. 形式的推理の第二格 A-E-B⁽⁸⁾ は欠陥をもっていた。それは媒辞を構成する E が前提の一つのなかに包摂されないということであった。いいかえると述語でなかったためだ。しかし、この欠陥は帰納法において揚棄される。ここでの媒辞は「すべての個別的なもの」である。

A-E命題は項として分離されている客観的普遍、あるいは類を主語として含むが、この命題の述語は少なくとも主語と同じ外延をもち、外的反省にとっては主語と同一のものである。ライオン、象等は四足動物という類をつくる。つまり類は「すべての個別的なもの」である。だから、同じ内容が一方では個別性とされ、他方では普遍性とされる。したがって、この区別は外面的見方で、全く無関心な形式規定だ。即ち、この無関心性は帰納の推理での個別性と普遍性との外延の同等性から生じている。したがって、帰納法は単なる知覚の推理ではない。いいかえれば、二格のような偶然的定在の推理ではない。この帰納法は経験の推理である。——主観が個別的なものを類へと包括する推理である。ある普遍的規定性があらゆる個別的なものなかに見いだされるから、主観がこの普遍的規定と類とを結合する推理である。また、この推理は客観的意味をもっている。それは直接的類自身は個別性の総体性によって、一つの普遍的特性とされ、一つの普遍的関係、あるいは徴表のなかに自分の定在をもつということだ。——しかしながら、この推理の客観的意味はようやく内的概念にすぎず、いまだ措定されていない。

3. その点ではむしろ帰納法は、なお本質的には一つの主観的推理である。媒辞は直接性における多くの個別的なものだ。これらの個別的なものを全体性 die Allheit によって類へと包括するのは外的反省である。個別的なものがもっている直接性とそれに基づく外面性のために、普遍的なものはただ完全性にすぎず、あるいはむしろ一つの課題にとどまっている。——だからこの点で悪無限への累進が現われてくる。個別性は普遍性と同一なものとして措定されているが、しかし個別的なものが直接的な個別的なものとして措定されているから、その統一は果てしなき當為でありつづける。この統一は同等性の統一である。しかし、同一であるべきである両項 (A と E) が、いきなり同一であるはずがない。a, b, c, d, e はただ無限累進のなかでのみ類を構成する。そして完全な経験を与える。帰納法の結論はそのかぎり蓋然的である。

しかし、帰納法が表わしていることは、こういうことだ。知覚は経験となるためには無限に進展すべきだ。だから帰納法は、類がその規定性（具体的個別的なもの）とそれ自体で自立的に *an und für sich* 結合していることを前提としている。それとともに帰納法は、本来的に自分の結論命題をむしろ一つの直接的なものとして前提している。このことは全体性の推理が結論命題を前提しているのと同じだ。——帰納法に基づく経験は当妥なものとされている。知覚が完全でないことが明らかであるにもかかわらず。しかし、その経験がそれ自体で自立的に真であるかぎり、その経験に対して何如なる反証も挙げられないというのは仮定にすぎない。それだから帰納法による推理は、（まさに直接性に基づいているが、しかし推理自身が基づくべき直接性に、基づいているのではなく、個別性という存在する直接性にではなく、）それ自体で自立的に *an und für sich* 存在する直接性に、つまり普遍的直接性に基づいている。個別性が媒辞の本質的規定とされ、普遍性が媒辞の外的規定にすぎないとされるなら、媒辞は二つの相互に結合しない部分に分けられることになる。それではもはや推理はありえないことになる。だが、この外面性は両項に所属する。個別性は普遍性と直接的に同一なものとしてのみ媒辞である。

このような普遍的なものは、本来的に客観的普遍性、即ち類である。——「このことはまた次のように見られる。普遍性は個別性の規定からすれば、この個別性が帰納法の媒辞の根底にあるのだが、その個別性の規定からすれば外的である。しかし本質的である。このように外的なものは、そのかぎりにおいてその反対物、つまり内面的なものである。——それゆえ、帰納法という推理の真理は個別性を媒辞としてもっている推理だということである。これは類推の推理である⁽⁹⁾。」

C 類推の推理 Der Schluß der Analogie

1. この推理の図式は直接的推理第三格 E-A-B を自分の抽象的な図式としてもっている。その媒辞は普遍性、つまり具体的なものの自己への反省、具体的なものの本性である普遍性である。——同時に逆に媒辞はそれ自身においてある具体的なものの普遍性としての普遍性であるから、それ自身において具体的なものである。——だからここで個別的なものが媒辞であるが、しかしそれは個別的なものの普遍的な本性からだ。もう一つの他の個別的なものが項である。この個別的なものは媒辞である個物的なものと同じ普遍的本性をもったものである。たとえばこうだ。

地は居住者をもつ、
月は一つの地である、
ゆえに月は居住者をもつ。

2 類推は表面的である。媒辞である普遍的なものにおいて二つの個別的なものは一つである。また普遍的なものに従って、一方の個別的なものは他方の個別的なものの述語となる。しかし、この普遍的なものがたんに質（存在）ととらえられ、あるいは質が主観にとらえられて、普遍的なものがあれこれの徴表だとされるならば、このとき同一性は類似性と理解されていることになる。これでは類推の推理はあまりにも表面的である。この種の表面性は論理学のなかに持ち込むことは許されない。次のようなことも不当である。「二、三の徴表に関して一つの客体に類似しているものは他の徴表に関してもまたこの客体に類似している」と推理の大前提を表現することも不当だ。このやり方では推理の形式が内容の形態で表現されることになる。そして本当に経験的と名づけられるべき内容が小前提に入れられることになる。推理は一般に経験的内容が問題ではなく、形式が問題である。しかし、類推の推理は特有の形式をもつが、それがこの推理の内容である。この推理では推理の特有な形式が内容や大前提の素材である。そうなるのは、類推の推理では、帰納の推理でもそうだが、媒辞や両項が単純な形式推理よりもより具体的に規定されているからだ。形式規定がもはや単純でも抽象的でもないから、内容規定としても現象することになる。このことは、第一に形式的なものの必然的進展であり、それゆえ推理の本性に本質的にかかわっていることである。だがしかし第二に、このような内容規定は他の経験的内容と同じものとみなされて捨象されなければならない。

類推の推理の大前提是「二つの対象が一つの特性において、また若干の特性において一致するときは、一方のものに他方のものがもつもう一つ別の特性も属する」と表現される。こうして、この推理は四つの規定、つまり四個の名辞を含むかのようにみえる。たとえば、先の例でいえば、地球と月、そして両者の普遍性である天体、それに居住者の四つの名辞である。——このため類推

を形式的推理の形式へと還元することが困難なのである。——二つの個別的なものがある（地球と月）。第三に直接的だが両者に共通なものとみられる特性がある（天体）。そして、第四にさらに別の特性がある（居住者）。その特性を一方の個別的なものは直接的にもっているが、しかし他方の個別的なものは推理によって獲得する。このことは類推の推理においては媒介が個別性としてとともに、また直接的にこの個別性の真の普遍性としても指定されているということからきている。つまり、類推の推理では媒介は本質的普遍性としてもある。まことに挙げた例では媒介・地は一つの具体的なものだが、同時にその真理からすれば、同じく個別として普遍的本性であり、あるいは類である。

この面から考察すれば、四個の名辞は類推を不完全な推理とはしない。しかし他の面から見れば、この推理は四個の名辞によって不完全な推理となる。というのは、一方の主語が他方の主語と同じ普遍的本性をもっているとき、他方の主語にも推理される規定性が、一方の主語に主語の本性によって属しているのか、それとも主語の特殊性によって属しているのかどうかということは不定だからである。たとえば、地は天体一般として住民をもつのか、特殊な天体として住民をもつのかどうかということは不定だ。——類推は反省の推理である。個別性と普遍性とがその媒介のなかで直接的に合一されているからである。このような直接性のために反省の統一という外面性がいまだ残っている。個別的なものはただそれ自体で *an sich* 類であるにすぎない。個別的なものの規定性は否定性によって類の固有の規定性であるのにこの否定性において指定されてはいない。それゆえ、媒介である個別的なもの（地または地球）に属する述語（居住者）は、必ずしも他の個別的なもの（月）の述語であるというわけではない。たとえ、この二つの個別的なものが一つの類（天体）に属していてもそうだ。

3. E-B（月は居住者をもつ）は結論命題である。しかし一方の前提（地は居住者をもつ）も同じく E-B である。E-B が結論命題であるかぎり、そこにはある要求が存在している。その要求とはかの前提もまた結論命題であるという要求だ。だから、この推理はそれ自身のなかにこの推理が含んでいる直接性に対する推理の要求がある。この推理は自分の結論命題を前提している。それゆえ、類推の推理はその媒介がなおつきまとわれている直接性に対し自分の媒介を要求している。この推理は個別性の契機を揚棄することを要求している。こうして媒介として客観的普遍、直接性から純化された類は残る。類は類推の推理のなかでは直接的前提としてのみ媒介の契機であった。推理そのものが前提された直接性を揚棄することを要求するのだから、個別性が否定され、そうすることで普遍的なものはもはや直接的ではなく媒介的に指定されている。——反省の推理は直接性の最初の否定を含んでいた。いまや第二の否定が現われ、そうすることで外的な反省の普遍性は規定されてそれ自体で自立的に存在する普遍性 *die an und für sich seiende Allgemeinheit* となる。——肯定的にいえば、結論は前提と同一となり、媒介はその前提と合致する。こうして反省の普遍性の同一性 *eine Identität der Reflexionsallgemeinheit* が生じた。そうすることで反省の普遍性はより高い普遍性となつた。

さて、反省の推理の過程を概観すると、媒介は一般に兩項の形式規定の指定された具体的な統一である。反省は一方の規定を他方の規定のなかに指定することで成立

する。媒介するものは全体性 *die Allheit* である。しかし、全体性の本質的根柢となるのは個別性である。だから、普遍性は個別性にとっての外的規定であり、そして完全性であることとなる。しかし、普遍的なものは個別的なものにとって本質的なものである。というのも、もし個別的なものが結合する媒介であるかぎりでだが。だから、個別的なものはそれ自体で存在する普遍的なもの *das sich seiende Allgemeine* として理解されるべきだ。しかし、個別的なものはこの単純な肯定的仕方で普遍性と結合されるのではなく、むしろ普遍性のなかで揚棄されているのであり、否定的契機である。そのように普遍的なもの、つまりそれ自体で自立的に存在するもの *das an und für sich Seiende* は指定された類であり、そして直接性としての個別的なものは、むしろこの類の外面性である。いいかえると個別的なものは項である。反省の推理は一般に B-E-A 図式（二格）をとる。この推理では個別的なものはなお個別的なものとして媒介の本質的規定である。しかし、その直接性は揚棄されたから、そして媒介はそれ自体で自立的に存在する普遍性 *die an und für sich seiende Allgemeinheit* として規定されたから、推理は形式的図式 E-A-B（三格）の下に歩みに入る。反省の推理は必然性の推理へと移行する。

C 必然性の推理 Der Schluß der Notwendigkeit

媒介するものは（1）単純な規定された普遍性である。しかし（2）客観的普遍性でもある。すなわち、それは区別された兩項の全規定性をもっている。一つの充実された、しかし单一な普遍性であり——事物の普遍的本性であり、類である。

この推理は内容に充ちている。というのは定在の推理の抽象的媒介が、規定された区別として指定されて、反省の推理の媒介となつたが、この区別が反省の推理の推移のなかで再び单一な同一性へと反省したからである。だから、この推理は必然性の推理である。というのは、媒介には上記の单一な同一性以外に直接的内容もなく、定在の推理で区別された兩項の規定性が自己へと反省したものだからだ。兩項は媒介において内的同一性をもつている。その内容諸規定は兩項の形式諸規定である。それゆえ、各名辞を区別するものは外的な、非本質的な形式である。各名辞は一つの必然的定在の契機としてある。

この推理も最初は直接的推理である。そのかぎり形式的推論であるが、各名辞の関連が本質的本性であり、内容である。内容は各名辞において異なった形式をとる。そして、兩項それぞれは非本質的存立としてのみ存在する。——この推理の実現は推理をこう規定する。兩項は同じように総體性 *die Totalität* として指定される。はじめ、この総體性が媒介である。関係の必然性は、はじめ実体的内容にすぎないのだが、指定された形式の関係であるように規定される。

a 定言的推理 Der Kategorische Schluß

1. たとえば、定言的推理の例は次のようになる。⁽¹⁰⁾

大前提、人間は理性的動物である。（B-A）

小前提、カイウスは人間である。（E-B）

結論、故にカイウスは理性的動物である（E-A）

E-B-A が定言的推理の図式である。この推理は定言判断を一つの前提としていて、あるいは両前提としてもつ。

そこで定言的推理は定言判断の場合と同様、いっそ規定された意味をもつようになる。その意味とは、この推理の媒介が客観的普遍性だったということである。しかし表面的には、定言的推理は単なる内属の推理とみられる。

定言的推理は必然性の最初の推理である。そこで主語は述語と自分の実体によって結合されている。しかし、実体は概念の領域へと高められたものとして普遍的なものであり、それ自体で自立的に存在するもの *an und für sich zu sein* として指定された普遍的なものである。つまり、実体は本質論でのようにその本来の関係のなかにおいてのように、自分の存在の形式として、在り方として偶有性をもつではなく、概念規定をもつ。だから、実体の区別は推理の両項であり、普遍性と個別性である。前者は抽象的普遍性、あるいは普遍的規定性である。それは、媒介をより一そうくわしく規定すれば類であるが、その類と対している。——即ち、この普遍性は単一な規定性へと総括された実体の偶有性である。しかしこの単一な規定性は本当は実体の本質的区別、種差である。——だが他方個別性は現実的なものである。それ自体では *an sich* 類と規定性との具体的統一である。しかしここでは、個別性は直接的推論におけるものとして、さしあたり直接的個別性である。直接的個別性は自立的にある存立 *für sich seiendes Bestehen* の形式に総括された偶有性 *die Akzidentalität* である。——この項の媒介への関係は定言判断（小前提）である。しかしながら、他方の項は上述の規定から類の種差を、あるいは類を規定する原理を表わしている。そのかぎり、他方の前提（大前提）もまた定言的である。

2. この推理は必然性の第一の、直接的推理である。その図式は E-B-A で第一格である。媒介は個別的なものの本質的本性 *die wesentliche Natur* である。個別的なものの諸規定あるいは諸性質のなかのどれかひとつではない。普遍性の項は抽象的普遍でも個別的な質（存在）でもなく、普遍的規定であり、類の区別である種的なもの *das Spezifische des Unterschiedes des Gattung* である。だから、偶然性はきえている。すなわち、主語がどれかひとつの中の媒介によって、どれか一つの質と結合されるというようなことはない。——それとともにまた、両項の媒介への関係は外的直接性をもたないから、定在の推理で生じ、無限累進へと導くような意味での証明の要求が生じない。

この推理は、さらに反省の推理のように結論を前提とするのではない。各名辞は実体的内容からすれば、同一的関係、つまり相互にそれ自体で自立的に存在する関係 *die an und für sich seiende Beziehung* としての同一的関係のなかにある。つまり、三つの名辞を貫徹している一つの本質がある。その本質の中で、個別性・特殊性・普遍性の諸規定は、たんに形式的契機にすぎない。

したがって、定言的推理はもはや主観的ではない。この同一性のなかに客観性が始まっている。媒介はその両項の内容に充ちた同一性である。その両項は、それらがもつ自立性からして媒介のなかに含まれている。けだし、両項の自立性はかの実体的普遍性であり、類だからだ。だが、この推理は主観的だともいいう。それは両項が概念媒介に対して無関心的に存立しているという点にある。

3. たしかに、この推理にはまだ主観的なものがある。主観的だとは、この同一性が実体的な同一性や内容としてあるが、同時にいまだ形式の同一性となっていないと

いうことである。だから、概念の同一性はいまだ内的な紐帯である。したがって概念の同一性は関係としてある。その点では、まだ必然性である。媒介の普遍性は硬直した肯定的同一性であるが、まだ媒介の両項の否定性としての同一性ではない。

これをより詳しくみれば、この推理の直接性はいまだそれ自体 *an sich* としてあるように指定されていない。推理の直接性は次のような形で存在する。この推理の本来の直接的なものは個別的なものである。個別的なものは媒介である類に包摂される。しかしその類のもとには、いまだ他の多くの無規定的な個別的なものがある。だから、この個別的なものだけが類のもとに包摂されるものとしてあるということは偶然的である。——しかし、この偶然性は単に外的反省にだけ属するものではない。外的反省は偶然性を推理のなかに指定された個別的なものと他の個別的なものとを比較することで偶然的に見い出だしていた。むしろ、この推理では、個別的なものそのものが個別的なものの客観的普遍性である媒介と関係させられているなかで、個別的なものが偶然的なものとして、主観的現実性として指定されているのである。他の面からいえば、主語は直接的個別的なものであるからして、個別的なものは諸規定を、つまり普遍的本性としての媒介のなかに含まれていない諸規定を持っている。そういうわけでまた、個別的なものは媒介に対して無関心的な自立的に規定された現実存在であり、特殊の内容をもった現実存在である。そのためにまた逆に、この他の名辞（普遍的なもの）も無関心的な直接性をもち、個別的なものとは異なる現実存在をもっている。——こうした同一な関係は媒介と他の項（特殊的なもの）との間にも生じる。けだし、この他の項も直接性の規定をもち、そういうわけでその媒介に体する一つの偶然的存在であるからだ。

こうして定言的推理において指定されたことは次のことである。一方では両項は媒介に対してそれ自体で *an sich* 客観的普遍性、または自立的な本性をもっており、同時に直接的なものとしてあり、それ故に両項は相互に無関心な現実性であるということである。しかし他方では、両項は同じく偶然的なものとして規定されている。換言すれば、両項の直接性は、両項の同一性のなかで揚棄されたものとして規定されている。しかし、この同一性はこの現実性の自立性、ならびにその総体性のために形式的な内的な同一性にすぎない。こうして、必然性の推理は仮言推理となる。

b 仮言的推理 Der hypothetische Schluß

1. 仮言的推理の図式は第二格 A-E-B である。仮言的推理は、仮言判断を前提とする。仮言判断は必然的関係だけを含んでいる。その各関係項は直接性をもたない。「A があるなら、B がある」、或いは「A の存在は同様に他者の存在、B の存在である」これが仮言判断である。そこでは A があるとも、B があるとも言われていない。仮言的判断はこれに存在のこの直接性、すなわちあるということを付け加える。

もし A があるならば、B がある、
さて A がある、
ゆえに B がある。

この小前提是 A の直接的存在と言い表わしている。

しかし、たんにこの直接性だけが仮言判断につけ加えられるのではない。そもそも推理は主語と述語との関係

を含むが、抽象的繊辭としてではなく、充実した媒介的統一として含むものである。それゆえAの存在は単純な直接性としてではなく、本質的に推理の媒介と見られなければならない。このことをよりくわしく考察しよう。

2. まず、仮言判断の関係は必然性である。いいかえると内的実体的同一性である。が、必然性と同一性とは現実存在の外的差異性、あるいは現象的存在相互の無関心性とともににある。——即ちそれは内的に根底にある同一的内容である。それゆえ、判断の両項は直接的存在ではなく、必然的に支えられている存在で、それゆえ同時に揚棄された、あるいはたんに現象する存在である。さらにこの両項は判断の両項、普遍性と個別性として関係し合う。だから、一方は諸制約の総体性*die Totalität*としてのあの内容である。だが、どちらの項が普遍性で、どちらが個別性かということには無関心だ。即ち、諸制約がいまだ現実性の内的なものであり、抽象的なものであるかぎりにおいて諸制約は普遍的なものである。そして、普遍的なものとは、これら諸制約が個別性の中へと統括されてあることだ。それによって諸制約は現実性の中に歩み入る。逆に諸制約は個別化された分散させられた現象であり、その現象は現実性のなかではじめて統一と意味と普遍的に妥当する定在とをかちとる。このときは、諸制約が個別性の項で、現実性が普遍性の項となっている。

両項の間には、制約するものと制約されたものとの相関のようにより密接な相関があるともいいう。この相関を原因と結果、根拠と帰結としても見ることも出来る。しかし、制約の相関は仮言判断と仮言的推理のうちに現存している関係によく合致している。というのは、制約が本質的に無関心的現実存在としてあるが、これに対して根拠と原因とは自分自身によって移行するものであるからだ。また、制約は普遍的規定でもある。というのは、制約は相関の両項を把握するからだ。つまり、結果、帰結等が原因や根拠の制約であるとともに、後者も前者の制約であるから、制約は普遍的規定である。

ところで、Aはいまや媒介する存在である。というのは第一には、Aは直接的存在、無関心的な現実性であるが、しかし第二にはそれ自体でみずから偶然的な、自己を揚棄する存在*ein an sich selbst zufälliges, sich aufhebendes Sein*であるからだ。諸制約が新しい形態との現実性へと移行することは、諸制約が、抽象的直接性ではなく存在の概念における存在であり、成であるということである。——しかし概念は移行するものではなく自己へと関係する否定的統一としての個別性である。——諸制約は分散された素材であり、それらの使用が期待され要求されている素材である。他方この否定性は媒介するものであり、諸概念の自由な統一である。この否定性は活動性である。というのは、この媒介は客観的普遍性あるいは同一的内容の総体性*die Totalität*と無関心的直接性との矛盾であるからだ。——だから、この媒介は単に内的な必然性ではない。存在している必然性である。即ち客観的普遍性は自己自身への関係を単なる直接性、存在として含んでいる。したがって、この媒介は客観性をもつものであり、それ自身存在でもある。

「それゆえ、Bである」という結論命題は矛盾をいい表わしている。その矛盾とは、Bは直接的に存在するものである。がしかし同様に他者によって、つまり媒介されてあるということだ。だから、結論命題は形式上は媒介と同一の概念である。ただそれは必然的なものとして

必然性から区別されている。——それは普遍性と対する個別性という全く表面的な形式においてのことだ。AとBとの絶対的内容は同一である。ただ表象にとって同一の基礎についての二つの異名があるだけだ。そのことは、表象は定在のことなった形態という現象に固執し、必然的存在からそれの必然性を区別するかぎりでだ。しかし、必然性がBと別のものとされるかぎり、Bは必然的存在ではない。それだからBのうちには媒介者と媒介されたものとの同一性が現存しているのである。

3. 仮言的推理ははじめ必然的関係を形式による、いいかえると否定的統一による関連として表わす。しかし、必然性は必然的存在へと合体する。つまり、制約する現実性が制約された現実性へと移行する。この形式の活動性は統一そのものである。この統一のなかにおいて、以前無関心的定在とされていた対立する両規定は揚棄されている。だから、AとBとの区別は空虚で、両者は自己へと反省した統一である。同一な内容である。このことはそれ自体でそうであるだけでなく、この推理によっても指定されている。というのはAの存在はA固有の存在ではなくBの存在であり、また逆もあるからだ。また結論命題においては直接的存在、いいかえると無関心的規定性が媒介された規定性となっているからだ。——こうして外面性は揚棄され、その自己へと帰った統一が指定されているからである。
「推理の媒介は、そうすることで自分を個別性、直接性として規定する。また自己を自己へと関係する否定性として、あるいは区別しこの区別から自己を自己の中へとりもどす同一性として規定する。——絶対的形式として、そしてまさにそうすることで客観的普遍性として規定する。自己と同一的に存在する内容として規定する。推理は、このような規定においては選言的推理である⁽¹¹⁾。」

C選言的推理 Der disjunktive Schluß

1. 選言的推理は第三格E-A-Bの図式である。しかし、媒介は形式でもって充実された普遍性*die mit Form erfüllte Allgemeinheit*である。それは総体性*die Totlität*であり、展開された客観的普遍性、*die entwickelte objektive Allgemeinheit*である。だから中名辞は普遍性でも、特殊性でも個別性でもある。普遍性として中名辞は第一に類の実体的同一性である。しかし、第二に中名辞は特殊性をそのなかにとり入れた実体的同一性である。このとき特殊性は実体的同一性に等しい。したがって、中名辞は類の実体的同一性を特殊化したもの全体を含む普遍的領域である。——種々の種に分かたれた類である。つまり、AはBであるとともにCである、またDもある。しかし、特殊化は区別であるからB,C,Dの「あれか、これか」であり、否定的統一であり、諸規定相互の排除だ。——この排除は単に相互排除ではなく、また規定が単に相關的なものだということではなく、むしろ本質的に自己に関係する規定*die auf sich beziehende Bestimmung*である。——つまり他の個別性を排除する個別性としての特殊性である。

AはBかCかDかである。

だが、AはBである。

ゆえに、AはCでもDでもない。

あるいはまた

AはBかCかDかである。

だが、AはCでもDでもない。

ゆえに、AはBである。

Aは二つの前提の主語であるだけでなく、結論においても主語である。第一の前提では主語は普遍的なものである。Aは第一の前提の述語においてはすべての種へと特殊化されているが、それらの特殊化されているすべての種を含む普遍的領域である。第二の前提ではAは種としてある。結論命題ではAは排他的な個別的な規定性である。——「あるいはまたAはすでに小前提のなかで排他的個別性として、結論命題では規定されたものとして、それであるところのものとして肯定的に指定されている⁽¹²⁾。」

こうして、媒介されたものとして現われているものは個別性の形をとったAの普遍性である。しかし、媒介するものはこのAであり、Aは自分のすべての特殊を含む普遍的領域であり、またAは個別的なものとして規定されているものである。仮言的推理の真理は媒介するものと媒介されたものとの統一であるが、それが選言的推理のなかで指定されている。その点では選言的推理はもはや推理ではない。媒介はこの推理では概念の総体性として指定されているが、その媒介は両項を自分のなかにそれの完全な規定性として含んでいる。媒介と区別された両項は、ただ指定された存在であり、媒介に対立するいかなる特有な規定性ももたない。

選言的推理は一般に普遍性の規定性のなかにある。その媒介は類としてのA、完全に規定されたものとしてのAである。この統一によって、媒介は仮言的推理では内なる内容としてあったものだがここでは指定されている。また逆に、指定された存在、あるいは形式は仮言的推理の肯定的な内容と同じである。概念の形式規定の全体性は自分の規定された区別のなかに指定されているとともに、同時に概念の単なる同一性においても指定されている。

こうすることでいまや推理の形式主義が自己を揚棄しているとともに、推理と概念の主観性も揚棄されている。この形式性と主観性とが成立するのは次のことがある。推理の両項を媒介するものは抽象的規定である概念だ。この抽象的規定が両項を統一する。しかし、この抽象的規定と両項とが差異されている。この点に推理の形式性と主観性の原因があったのである。これに反して、推理が完全であるということは客観的普遍性が形式諸規定の総体性として指定されており、媒介するものと媒介されたものとの区別がないということである。このとき媒介されたものはそれ自身、媒介したものの本質的契機であり、そしてまたそれぞれの契機は媒介されたものの総体性としてある。

推理の諸規定は概念のそれぞれの規定性（普遍性、特殊性、個別性）をそれぞれ媒介とする。媒介は同時に当為としての概念であり、要求としての概念である。つまり、媒介するものが概念の総体性であることを要求している概念である。推理のさまざまな類（段階）は媒介の充実度と具体化の程度を表わしていた。必然性の推理では、媒介は展開された総体的統一であるとともに単なる統一となった。そして、推理の形式はこのことによって揚棄された。

3. こうすることで、概念は一般に実在化され、客観性である実在性を獲得した。つまり、概念は自分の外在性としての諸規定（普遍性、特殊性、個別性）と内面的なものとしての自己自身とを統一した。推論の展開によって、この外在性が内的統一と一つになった。差異された諸規定は媒介によって、この内的統一へと還帰してい

る。そして、外在性はこうすることで概念を外在性において叙述している。その点で、もはや概念もまた内的統一として外在性から区別されない。

しかし、実在性と見なされている概念のあの規定は、逆に指定された存在でもある。というのは、概念の内面性と外在性との同一性が、すでに判断のなかにあったからだ。ただそこでは概念の諸契機が互いに無関心でありながら相互的諸規定でありつづけ、それらの意味をただそれらの関係のなかでもっていたのだった。推理は媒介である。推理は指定された存在のなかにおける完全な概念である。推理の運動はこの媒介を揚棄することである。だから、結果は一つの直接性である。それは媒介の揚棄によって現出する。また、結果は存在である。媒介と同一である存在であり、概念である存在だ。「いいかえるとこの概念はその他在から、その他在のなかで自己自身を回復したものである。だから、この存在は事柄(*ein Sache*)であり、それ自体で自立的に*an und für sich*に存在する事柄である。——すなわち客観性*die Objektivität*である⁽¹³⁾。」(了)

注

- (1) Hegel, "Wissenschaft der Logik" 2(WdL2)
Suhrkamp版S353, 寺沢恒信訳『大論理学』3
(以文社版) 134頁
- (2) S357, 138頁
- (3) S358, 139頁
- (4) S359, 141頁
- (5) S373, 156頁
- (6) S374, 157頁
- (7) S384, 167頁
- (8) 442頁, 訳者注 (6)
- (9) S384, 170頁
- (10) 445頁, 訳者注 (3)
- (11) S398, 183頁
- (12) S399, 184頁
- (13) S401, 187頁